特　記　仕　様　書

工事名称　　三原小学校屋内運動場裏倉庫解体工事

工事場所　　三原市館町二丁目

工事内容　　次のとおり、三原小学校屋内運動場裏倉庫を解体する。

関係法令等　　本工事については、次の関係法令その他の規定等に基づき施工すること。
・建築基準法、同施行令、同施行規則
・消防法、同施行令
・廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法施行令、同法施行規則
・労働安全衛生法、同法施行令、同法施行規則
・建設業法、同施行令、同施行規則
・建設工事公衆災害防止対策要綱
・石綿障害予防規則
・大気汚染防止法、振動規制法及び土壌汚染対策法
・建設工事に係る再資源化等に関する法律、同法施行令
・その他関係法令

疑義変更　　本設計図書は、設計の大要を示すものであり、詳細部等について技術的必要事項は明記なくとも完全に施工すること。
施工に際して疑義が生じた場合、または軽微な変更を必要とする場合には、速やかに監理者と協議後、監督員の指示により施工すること。ただし、これらに於いて請負金額の増減はなきものとする。
本設計図書と不整合が確認されて設計変更（増額）が必要な場合は、その変更数量が確認できる根拠としての写真などの記録が存在し、かつ監督員に承認されたもの以外は認められない。

提出書類　　施工に先立ち、工事工程表、仮設計画図及び監督員の指示する書類を提出し、監督員の承認を受けること。

工　　期　　本工事は請負契約締結の後、令和7年1月20日をもって工期とする。
このうち検査期間として13日間を見込んでいる。

留意事項
・入札に先立ち、現地調査を十分に行うこと。質疑がある場合は入札前に確認すること。
・図面について、設計者からの設計意図等の説明が必要な場合は申し出ること。
・図面に明示されていない事項であっても、工事上必要とされる事は工事範囲とする。
・作業日は、原則、月曜日から金曜日とし、土曜日及び日曜日は休工日とすること。
・行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日に工事の施工を行わない。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りではない。
・本工事は「発注者指定型」による週休２日工事の対象工事であり、「三原市週休２日工事等実施要領」（令和６年４月１日制定）により工事を行うこと。
・工事着手前までに「週休２日工事」または「週休２日交代制工事」に取り組むことを工事打合せ簿にて提出すること。
・「週休２日工事」または「週休２日交代制工事」である旨を工事現場に設置すること。
・週休２日を達成できなくなった場合は、その達成状況に応じて労務費の補正額を減額する。
・著しい騒音・振動等の発生が予想される作業については、施設の使用時間を避けるなど配慮して作業をするように計画すること。また、施設使用者の動線作業についても配慮すること。
・騒音・振動等の発生が予想される作業を含めた工事全般について、学校と協議の上でなるべく児童・生徒等に配慮した作業計画すること。授業時間等に十分配慮して作業すること。
・近隣住民等の安全はもとより、丁寧な説明と施工により、関係者の理解と協力を得ながら実施すること。苦情等が発生した場合には誠意をもってこれに対応すること。
・粉塵の発生が予想される工事は、確実に散水を行う等して、周辺環境への粉塵飛散がないように作業をすること。
・近隣家屋・敷地または周辺道路に対して、工事による汚れ・損傷・粉じん等を与えた場合は、受注者が責任をもって、速やかに清掃及び補修等を行うこと。誠意をもって対応し、原状復旧に努めること。
・工事に係る電気、水道及び下水道料金等は受注者の負担とする。
・石綿含有建材の調査（書面及び目視調査、検体採取を含む）について、工事着手前までに一般建築物石綿含有建材調査者、または特定建築物石綿含有建材調査者が行うこと。
・石綿則に基づく事前調査のアスベスト分析マニュアル(最新版)に基づくこと。

Ⅰ　工事概要
1　工事名称　　三原小学校屋内運動場裏倉庫解体工事
2　工事場所　　三原市館町二丁目
3　構造・規模　　木造平屋建　33㎡
4　工事種目
　(1) 建物解体・撤去工事一式（内訳は別図による）
5　別途工事
6　公衆災害防止措置
ア　工事に際し、工事関係者以外の第三者の生命、身体及び財産の危害、並びに迷惑を防止するために必要な措置をとること。
イ　上記について、「建設工事公衆災害防止要綱（平成５年１月１２日付　建設事務次官通達）」に基づき実施すること。
7　現状復旧
　工事に際し、隣接建物等に損傷を与えた場合は、速やかに現状復旧を行うこと。
8　その他
(1) この工事の施工に際し、やむを得ず工事の一部（主体的部分を除く）を第三者に請け負わせようとする場合は、原則として三原市内に主たる営業所・本店を有する業者に発注するものとする。
(2) 解体仕様書で「特記がなければ」」以下に具体的な材料・品質性能・工法検査方法等を明示している場合において、それらが、関係法令等（条例含む）に抵触する場合には、関係法令等の遵守（1.1.13）を優先する。

Ⅱ　解体工事仕様
1　共通仕様
（1）図面及び本特記仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「建築物解体工事共通仕様書　最新版」（以下、「解体共通仕様書」という。）による。
　解体共通仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）最新版（以下、「標準仕様書」という。）及び「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）最新版（以下、「改修標準仕様書」という。）による。

2．特記仕様
（1）項目は ⊙ 印のついたものを適用する。
（2）特記事項は ⊙ 印のついたものを適用する。
　⊙ 印のつかない場合は、※印のついたものを適用する。
　⊙ 印と ㊒ 印のついた場合は共に適用する。
（3）特記事項に記載の［　］内表示番号は、解体共通仕様書の当該項目を示す。
（4）特記事項に記載の（　）内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目を示す。
（5）特記事項に記載の〈　〉内表示番号は、標準仕様書の当該項目を示す。

1　一般共通事項

	項目	特記事項
①	適用基準等	㊒建設工事公衆災害防止対策要綱 ㊒建設副産物適正処理推進要領（広島県土木局制定） ㊒建築工事安全施工技術指針 ㊒再生資源利用促進実施要領（広島県土木局制定） 図面、本特記仕様書、標準仕様書及び改修標準仕様書に記載のない事項は次の基準による。 ⊙公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）最新版 　国土交通省大臣官房官庁営繕部
②	設計図書の優先順位	(1) 現場説明に対する質問回答書　(2) 現場説明書　(3) 特記仕様書 (4) 図面　(5) 共通仕様書　［1.1.3］
③	官公署その他への届出手続等	工事の着手、施工、完成に当たり、関係機関への必要な手続等を遅滞なく行うこと。 また、これらの手続等を行うに当っては、届出内容についてあらかじめ監督職員に報告等を協議の上、施工上密接に関連するため、監督職員の調整に協力すると共になお、手続き等に要する費用は受注者の負担とする。
④	別契約の関連工事	工程計画及び工事用車両の出入り等について当該工事関係者と十分調整し、工事の円滑な施工に努めること。　［1.1.7］
⑤	表示板の設置	現場の見えやすい位置に、監督職員が指示する次の表示板及び建設業法その他法令等に定める表示板を掲げること。　※工事概要等の表示板（900mm×600mm）　［1.1.4］
6	工事実績情報の登録	受注者は、受注時又は変更時において請負金額が５００万円以上の工事について、工事実績情報サービス（CORINS）に基づき、受注、変更、竣工、訂正時に工事実績情報として「工事実績データ」を作成し、監督職員の確認を受けた後に登録機関に登録申請し、登録機関発行の「登録内容確認書」を監督職員に提出しなければならない。また、途中変更時の登録が必要な場合とは、工期の変更、技術者の変更があった場合とする。
⑦	発生材の処理等	［1.3.10］［4．1．3～4．5．1］ ・引渡しを要するもの（・PCBを含む機器類、PCB含有ｼｰﾘﾝｸﾞ材、　　） ・次の建設廃棄物は上記によるものを除き再資源化する (1) 建設リサイクル法による特定建設資材廃棄物及び建設発生土 　⊙建設発生土　⊙コンクリート塊　・アスファルトコンクリート塊 　⊙建設発生木材） (2) 金属類 (3) 小型二次電池 ・その他建設廃棄物の再資源化 　※無し　・有り（・蛍光ランプ,HIDランプ　・硬質塩化ビニル管,継手） ・指定建設資材廃棄物（木材が廃棄物となったもの）の縮減　※無し　・有り ・再資源化された建設廃棄物の現場での利用 　※無し　・有り（　　） ・産業廃棄物広域認定制度の適用　※無し　・有り（　　） ・処理に注意を要する建設廃棄物 ※無し　・有り（・CCA処理木材　・ひ素，ﾎﾙﾐｳﾑ含有石膏ﾎﾞｰﾄﾞ） (1) 本工事で発生した建設廃棄物は、広島県（環境県民局）及び保健所設置政令市（広島市、呉市、福山市）が、廃棄物処理法に基づき許可した適正な施設（許可対象とならない中間処理施設にあっては、廃棄物処理法に定められた基準に従った適正な施設）で処理すること。ただし、建設廃棄物が、破砕等（選別を含む）により、有用物となった場合、その用途に応じて適切に処理するものとする。（原則、県内処分） (2) 本工事における再資源化に要する費用（運搬費を含む処分費）は、前記(4)に掲げる施設のうち受入条件が合うものの中から、運搬費と受入費（平日の受入費用）の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。従って、正当な理由がある場合を除き再資源化に要する費用（単価）は変更しない。 (3) 本工事で発生する建設廃棄物のうち、広島県内の最終処分場に搬入する建設廃棄物については、広島　県産業廃棄物税対象外課税されるので、適正に処理すること。 　なお、本工事では、広島県産業廃棄物税条例を見込んでいる。
⑧	工事工程表	検査期間としての１３日間を含んだ工程とし、　［1．2．1］ 工事全体を把握して作成し、監督職員の承諾を受ける。　［1．2．2］
⑨	施工計画書	建設工事公衆災害防止対策要綱及び建築工事安全施工技術指針を参考に、建設副産物適正処理実施要領に基づき事前調査のうえ、事故防止及び環境保全に十分配慮した解体工法並びに建設廃棄物の処理等について具体的に定めた施工計画書を作成し、あらかじめ監督職員に提出し承諾を得ること。 （仮設計画、安全・環境対策、工程計画、解体計画、発生材の処分計画）　［1．3．5］
⑩	施工条件	(1) 作業時間は、原則午前８時半から午後５時までとし、通学時間帯を考慮すること。 　なお、時間変更する必要がある場合は監督職員の承諾を受けること (2) 日曜日及び祝日に作業を行わないこと。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りではない。
⑪	安全確保	(3) その他図示による　［1．3．6～1．3．8］ (1) 受注者は、現場代理人を工事現場に常駐させ、工事現場内外及び下請け業者の管理を十分に行い、　周囲の建物、通行者等に損傷を与えないように注意して、工事施工をすること。なお、万一損傷が生　じた場合は、受注者の責任において処理すること。 (2) 工事中は、騒音、振動の発生、粉塵の飛散（散水）、道路の汚染等の防止に努めること。 　低騒音型・低振動型建設機械の使用（近傍住民の生活環境の保全の必要性がある場合） (3) 歩行者等の通行に支障を生じないよう誘導員を配置し適切な処置を講じること。 特に道路幅の狭い箇所及び児童の通学路と重複する箇所には、誘導員を配置する等の措置を講じること。 (4) ダンプトラック等による過積載の防止を図ること。 (5) 作業現場には、労働安全衛生法に基づく作業主任者等を置き、作業の安全管理に努めること。 ①つり足場（ゴンドラのつり足場を除く）、張出し足場又は高さ５ｍ以上の構造の足場の組立て、解体　を行う場合、コンクリート造又は鉄骨造の工作物（その高さが５ｍ以上のもの）の解体作業を行う場　合は、労働安全衛生法第１４条に基づく技能講習を終了したものとする。 ②木造建築物の解体作業を行う場合は、平成３年１月２１日付け基発第３９号「安全衛生教育の推進に　ついて」及び平成元年９月５日付け基発第４８５号「木造建築物の解体工事の作業指揮者に対する安　全教育について」に基づく安全教育を終了した者とする。　［1．2．3］
⑫	工事の記録	下記のものを監督職員に提出する。工事中写真及び完成写真の撮影は国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「営繕工事写真撮影要領」によるものとする。 (1) 工程写真 　工事の進捗に伴い工事全体状況及び主要工程の写真（カラー・サービス版）を期間別工事工程報告書に添付するものとする。 (2) 工事中写真 全般的な解体工事の状況、建設副産物処理及び事前措置、解体手順の各段階における施工が完了した写真、水中又は地下に埋設される部分、分別解体を行っていることが確認できる状況写真、その他工事終了後では確認できない事項、その他監督職員が指示する箇所は、A4版写真台紙にまとめて完成検査日までに提出するものとする。 なお、基礎や地下構造物等の撤去については、撤去物の全般に亘り、その位置・深さが明確に分かり撤去前と撤去後の状況が確認できる写真とすること。 【提出部数】：１部 (3) 完成写真 着工前及び完了時の状況を同一方向から撮影したものを提出すること。 （撮影箇所）　監督職員が指示する箇所 （写真規格）　・カラーサービス版　・カラーキャビネ版　・ （規格・提出部数）　・A4版クリアファイル　部　・A4版写真台紙　部　・アルバム　部 (4) その他の写真 隣接建物等に損傷の恐れがある場合は、施工前、施工後の写真を監督職員の指示により提出すること。 (5) 保管 工事写真のネガ・データは工事完成後、受注者において２年間保管すること。　［1．3．3～1．3．4］
⑬	電気保安技術者等	工事用電力設備の保安責任者として関係法令等に基づく有資格者を定め、監督職員に報告する ・電気保安技術者　※適用しない　・適用する　［1．3．6］
⑭	近隣との折衝	工事施工に当っての近隣との折衝は次による。また、経過について記録し、遅滞なく監督職員に報告する。 (1) 地域住民等と工事の施工上必要な折衝をおこなうものとし、あらかじめその概要を報告する。 (2) 工事に関して、第三者から説明の要求又は苦情があった場合は、直ちに誠意をもって対応する。
⑮	施工の検査	監督職員による随時の立入り検査を行う。　［1．5．4］ 検査に必要な資機材、労務等を提供すること。
⑯	中間技術検査	※行わない　［1．6．2］ ・行う（回数及び時期については監督職員の指示による。）
⑰	工程報告	別様様式による期間別工事工程報告書を毎月２回１部提出すること。
⑱	埋設物等の報告	工事の施工に当たり、図面にない地下構造物、埋設配管等を発見した場合は、直ちにその状況を監督職員に報告すること。
⑲	地下埋設物調査	・行わない ・行う　図示する範囲内において、整地前に敷地境界から２ｍの距離を置き、幅１ｍ、深さ1.5mで、３ｍ間隔で探削調査を行う。
⑳	契約不適合競査	竣工後、発注者から契約不適合競査（建設工事請負契約約款第46条の５に定める期間内）の連絡があった場合には、調査に協力すること。
㉑	家電リサイクル法対象機器の処分	特定家庭用機器再商品化法（平成10年6月5日法律第97号）に指定する機械機器を処分する場合は、同法に基づき処理を行うこと。また、工事完了後に管理票の写しを提出すること。
㉒	完成時の提出図書	・竣工図：　部（A２版：　部、　版：　部、CD－R：　部）〈1.8.1～3〉 ・完成図書　１　部 竣工図は残置及び設置工作物等、工事完了時に敷地内に存する物（埋設物も含む）の種類、位置及び供給管の切断箇所等の今後当該敷地を管理していく上で必要な事項を明記した配置図を作成し、提出すること。
㉓	試掘	地中に解体撤去すべき工作物等がないことを確認するため、次の時期及び方法により試掘を行う。 試掘時期 ※完成検査時　・（　　） 試掘方法 ※機械掘削　・人力掘削 なお、試掘は建築物１棟ごとに１箇所以上、外構（排水施設、舗装等）で１箇所以上行い試掘する箇所については、検査員の指示による。
㉔	電子納品	※電子納品対象工事とする 電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終結果を電子データで納品すること」をいう。ここでいう電子データとは、「営繕工事電子納品要領（以下、要領という）」に基づいて作成されたものを指す。 成果品については、「要領」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体で提出する。「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。 また、成果品提出の際には、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。
㉕	工事中情報共有システム	（1）本工事は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図る情報共有システムの対象である。なお、運用にあたっては「広島県工事中情報共有システム運用ガイドライン」に基づき実施すること。 （2）本工事で使用する情報共有システムは次とする。 　広島県工事中情報共有システム 　（http://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/asp/index.html） （3）監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という）との契約は、受注者が行い、利用料を支払うものとする。 （4）受注者は、監督職員又はサービス提供者から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等が求められた場合、協力しなければならない。

2　仮設工事

①	騒音・粉じん等の対策	［2．2．1］ 騒音・粉じん等の対策　・防音パネル　※ 防音シート　・養生シート等 防音パネル、防音シート、養生シート等を取り付ける足場の設置範囲 ※ 工事に必要な範囲
②	足場等 ［2．2．2］	「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、 同ガイドラインの別紙１「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。 ・騒音・振動計を設置すること（設置個所は図示による）
3	監督職員事務所等	※ 設けない　［2．3．1］ ・ 既存建物内の一部を使用する（場所　　） ・ 設ける 　現場に設置する備品等は、現場説明書の施工条件明示による
4	山留めの撤去	鋼矢板等の抜き跡の処理　［2．4．3］ ※ 直ちに砂で充填する
⑤	工事用水	構内既存の施設　・利用できる（※ 有償　・無償）　※ 利用できない
⑤	工事用電力	構内既存の施設　・利用できる（※ 有償　・無償）　※ 利用できない
⑦	交通誘導員	※配置する　・配置しない 配置計画 ・大型車両進入時　（　）人／日 ※常時配置　（１）人／日 ・（　　）作業期間　（　）人／日

3　解体施工

1	事前措置	9章 機械設備による。それ以外は下記による　［3．2．1］ (1) 給水管、ガス管、電気ケーブル、下水道等の供給管等の切断及び供、配管等の撤去は本工事に含む。 ① 配管等の切断及び汚水管、排水管等の末端処理については、供給者と事前に協議すること。 ② 水道、ガス、下水等の切断位置等は本統等で明示する。また、記録を残し監督職員に提出する。 ③ 配管等の切断位置や、切り回し必要箇所等は図示による。 (2) 落下するおそれのある付属物は撤去すること。 (3) 解体に際して周辺建築に害虫等による影響が予想される場合は駆除等を行う。 (4) 電気設備のコンデンサ等は残留電荷の確認を行い、必要に応じて放電する。 (5) 衛生器具等は、十分に洗浄を行い、汚水、汚物等による異臭の発生を防止する。 (6) 浄化槽、排水槽等の解体に係る汚水及び汚物等の残留物は、施設管理者が回収、洗浄等を行うため、時期等について協議すること　［3．9．1］
2	基礎等	基礎の解体撤去は、騒音・振動等に配慮して分別解体し、砂利地業・割り石まで行なうこと。
3	杭の解体	※解体する（・引き抜き工法　・破砕工法　・　　）　［3．9．2］ ・残置する ① 杭を残置する場合は、杭の種別・杭径、杭の位置、杭頂部高さ、深さ等の記録を整備し、写真と共に監督職員に提出する。 ② 残置杭の中、杭の破砕跡は、現場発生の良質土で埋め戻すこと。 ③ 残置する杭頭は、キャップ等で被いコンクリートを打設すること。
4	さく、照明設備等の附属物	附属物の解体　・行う　・行わない　［3．10．1］
5	構内舗装、樹木等	舗装の路盤の解体　・行う　・行わない　［3．11．1］ 樹木の伐採仕根及び移植　・行う　・行わない
⑥	地下埋設物及び埋設配管	地下埋設物及び埋設配管の撤去　・行う　・行わない　［3．12．1］ 設計図書に記載されていない地下埋設物の存在を確認した場合は、監督職員に報告し、対応策を協議すること。
7	埋戻し、盛土及び地均し	解体後の埋戻し及び盛土　［3．13．1］ ・ 行う 　整地高さ　・現状GL　・図示 　埋戻し及び盛土の材料 　・山砂の類　・他現場の建設発生土の中の良質土 　・再生コンクリート砂　・現場発生の良質土 ・ 行わない 土砂流出の恐れがある部分は、土のう等で処置すること。
⑧	解体後の囲障	・設置する　⊙設置しない　・工事中の仮囲いを存置 囲障を設置する場合の仕様等 種別　・木杭+ロープ　・木杭+番線張り　・（　鋼製フェンス　） 高さ　H＝（ 1,800 ） 設置範囲　※図示　・敷地境界全域

4　建設廃棄物の処理

1章 一般共通事項 7 発生材の処理等 による。
それ以外は下記による。

5　特別管理産業廃棄物の処理

1	特別管理産業廃棄物の処理等	8章 電気設備、9章 機械設備による。それ以外は下記による　［5．4．1］ ・ＰＣＢを含む機器類の処理 　分析鑑査　・行う　採取場所（　　蛍光灯　　） 　除去範囲　※ 図示 ・ＰＣＢ含有シーリング材の処理 　分析鑑査　・行う（分析方法、採取箇所数は、現場説明書の施工条件明示による） 　除去範囲　※ 図示 ・廃油の処理 　処分方法　・焼却処分　・中間処理施設で再生処理 　除去範囲　※ 図示 ・廃酸・廃アルカリの処理 　除去範囲　・臭化リチウム（直吹吸収冷温水機） 　・鉛蓄電池及びアルカリ蓄電池の電解液 　処分方法　・中和処理　・焼却処分　・中間処理施設で再生処理 ・ダイオキシン類の処理 　サンプリング調査　・行う 　（分析方法、採取箇所数は、現場説明書の施工条件明示による） 　除去範囲　※ 図示 　解体方法 　処分方法

6　石綿含有建材の除去等

①	調査	調査　［6．1．3］ ・ 石綿含有建材の事前調査 　工事着手に先立ち、あらかじめ関係法令に基づき、石綿含有建材の事前調査を行う。 　貸与資料（　・事前調査結果資料　） ・ 分析による石綿含有建材の調査 　分析対象 　アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト、トレモライト 　分析方法

材料名	分析方法（定性） JIS A 1481-1又はJIS A 1481-2	分析方法（定量） JIS A 1481-3又はJIS A 1481-4
	・ 箇所	・ 箇所
	・ 箇所	・ 箇所
	・ 箇所	・ 箇所

　材料が仕上塗材の場合は、層ごとの分析を行うこと
　サンプル数　１箇所あたり３サンプル
　採取箇所　・図示　・

2	石綿粉じん濃度測定	・ 測定時期、場所及び測定点　［6．1．4］

適用	測定名称	測定時期	測定場所	測定点（各施工箇所ごと）
	測定１	処理作業前	処理作業室内	・計　点
	測定２		鋲査対象室外部の付近	・計　点
	測定３	処理作業中	処理作業室内	・計　点
※	測定４		セキュリティゾーン入口	・計　点
※	測定５		集じん・排気装置の排出口（処理作業室外の場合）	の位置　・計　点
※	測定６		処理作業室外 ・施工区画周辺　・敷地境界	・計　点
※	測定７	処理作業後（シート養生中）	処理作業室内	・計　点
	測定８	処理作業後	処理作業室内	・計　点
	測定９	（シート撤去後１週間以降）	鋲査対象室外部の付近	・計　点

　測定方法
　・ 自動測定器による測定

測定名称	測定方法
・測定４　・測定５	粉じん相対濃度計(デジタル粉じん計)、パーティクルカウンター、
・測定（　　）	繊維状粒子自動測定器(リアルタイムファイバーモニター)等の粉じんを迅速に測定できる機器を用いた測定

　・ JIS K 3850-1に基づいた測定

測定名称	メンブレンフィルタ直径（mm）	試料の吸引流量（l/min）	試料の吸引時間（min）
・測定４　・測定５　・測定（　）	25	5	30
・測定（　　）	47	10	120
・測定（　　）	47	10	240
・測定（　　）			

3	石綿含有建材の除去	・ 石綿含有吹付け材の除去　［6．3．2，6．3．3］ 　除去範囲　※ 図示　・ 　除去工法　※ 解体共通仕様書6.3.2(1)(ｱ)～(ｲ)による　・ 　除去した石綿含有吹付け材の飛散防止措置　※ 湿潤化　・ 固形化 　除去した石綿含有吹付け材等の処分 　・ 埋立処分（管理型最終処分場）　・ 中間処理（溶融施設） ・ 石綿含有保温材等の除去　［6．4．1，6．4．4］ 　除去範囲　※ 図示　・ 　除去方法　※ 原形のまま、手ばらし 　・ 破壊して除去 　除去した石綿含有保温材等の処分 　・ 埋立処分（管理型最終処分場）　・ 中間処理（溶融施設又は無害化処理施設） ⊙ 石綿含有成形板（石綿含有けい酸カルシウム板第1種以外）の除去　［6．5．4］ 　除去範囲　※ 図示　・ 大波スレート 　除去した石綿含有成形板の処分 　・ 石綿含有せっこうボード 　　※ 埋立処分（管理型最終処分場） 　・ 石綿含有せっこうボードを除く石綿含有成形板 　　・ 埋立処分（安定型最終処分場） 　　・ 中間処理（溶融施設又は無害化処理施設） ・ 石綿含有成形板（石綿含有けい酸カルシウム板第1種）の除去 　除去範囲　※ 図示　・ 　養生方法 　除去した石綿含けい酸カルシウム板第1種の処分 　・ 埋立処分（安定型最終処分場） 　・ 中間処理（溶融施設又は無害化処理施設） ・ 石綿含有仕上塗材又は石綿含有成形板（下地調整材）の除去 　下記以外は、解体共通仕様書6.1、6.2.1～6.2.4及び6.2.6による 　除去工法（本建物外壁・軒裏仕上材アスベストは下地調整材に含有する） 　※ 石綿障害予防規則（平成十七年二月二十四日厚生労働省令第二十一号）第６条による措置と同等以上の効果を有する措置とされる工法 　・コンスラック処パブルシステム工法同等の効果を有する工法 　・負圧隔離養生集塵機付きディスクグラインダーケレン工法同等の効果を有する工法 　・ 集じん装置付き超高圧水洗工法（100ＭＰａ以上） 　・ 超音波ケレン工法（ＨＥＰＡフィルター付き掃除機併用） 　・ 剥離剤併用手工具ケレン工法 　・ 剥離剤併用高圧水洗工法（30～50ＭＰａ程度） 　・ 剥離剤併用超高圧水洗工法（100ＭＰａ以上） 　・ 剥離剤併用超音波ケレン工法 　・ 集じん装置付きディスクグラインダーケレン工法 　除去対象範囲　※ 図示 　作業場の隔離　※ 行わない　・ 行う 　試験施工　※ 行わない　・ 行う 　除去した石綿含有仕上塗材の処分 　・ 埋立処分（安定型最終処分場）　・ 埋立処分（管理型最終処分場）

次長	課長	係長	設計	日付	備考
				・・ ・・	

三原市役所
三原市港町3丁目5番1号　TEL（0848）64-2111

工事名	三原小学校屋内運動場裏倉庫解体工事
図面名称	解体工事特記仕様書
縮尺	No Scale
図面番号	A-01

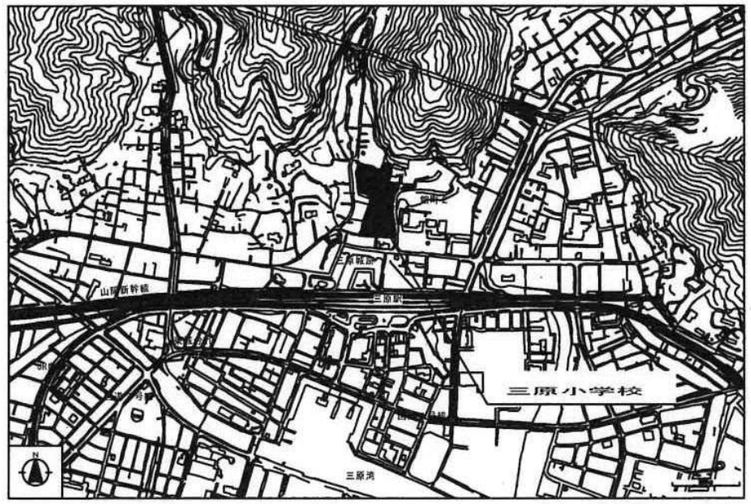

出典 ※ 国土地理院図を一部編集

付近見取図　1/10000

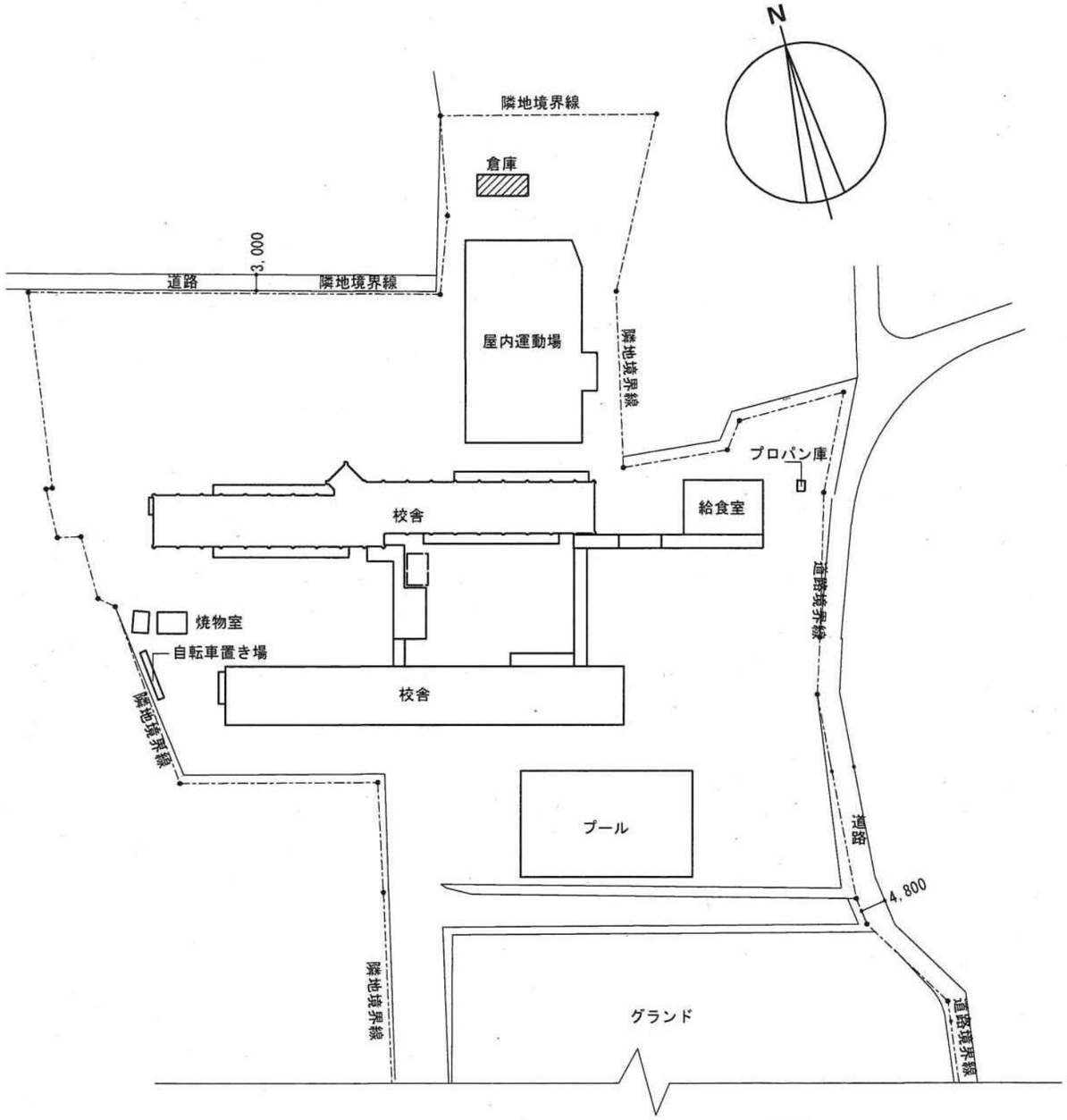

凡例

：工事部分を示す。

配置図　1/1000

本図面はA2をA3（70.7%）に縮小しています。

三原市役所	次長	課長	係長	設計者	日付	備考	工事名	図面名称	縮尺	図面番号
三原市港町3丁目5番1号　TEL（0848）64−2111	山本	山本	那須	檀上	・ ・		三原小学校屋内運動場裏倉庫解体工事	付近見取図・配置図	1:10000 1:1000	A−02

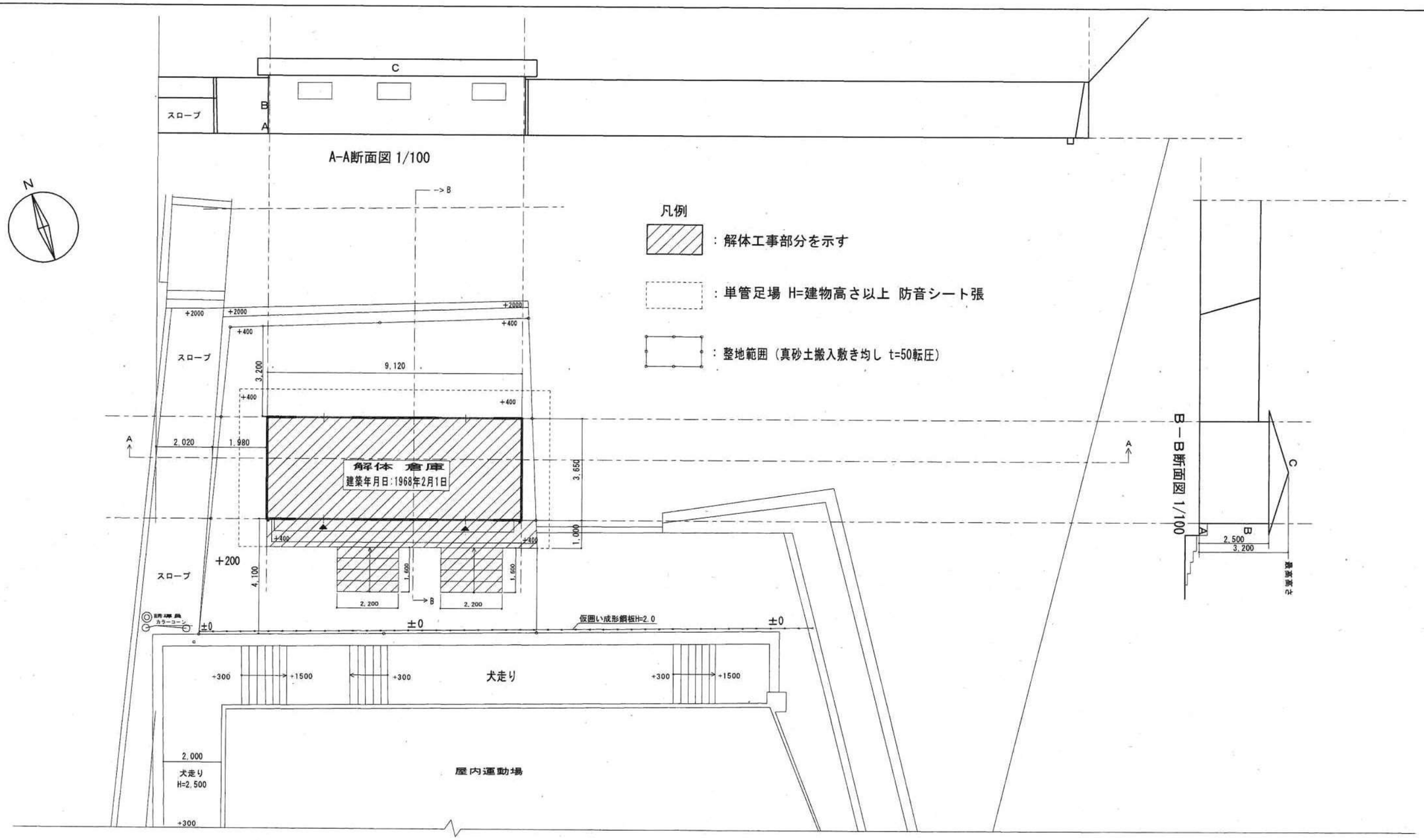

平面図　1/100

外部仕上表

符号	仕上げ
A	コンクリート基礎
B	モルタル刷毛引き （アスベスト含有なし）※分析調査済み
C	大波スレート葺き （アスベスト含有見込み）※レベル３

内部仕上表

室名	床 下地		壁 下地		天井 下地		備考
倉庫	C	コンクリート金コテ	W	合板	W	大波スレート表し （アスベスト含有見込み）※レベル３	

本図面はＡ２をＡ３（７０．７％）に縮小しています。

三原市役所
三原市港町３丁目５番１号　ＴＥＬ（０８４８）６４－２１１１

次長	課長	係長	設計者	日付	備考
		那須		．． ．．	

工事名	三原小学校屋内運動場兼倉庫解体工事	図面名称	平面図・断面図	縮尺	1：200	図面番号	A－03

参　考　数　量　書

工　事　名　称　　三原小学校屋内運動場裏倉庫解体工事

工　事　場　所　　三原市館町二丁目

［工　事　概　要］

用途・構造・面積	倉庫、木造平屋建て，床面積 33㎡
工　事　範　囲	解体工事
別　途　工　事	ー
工　　期	契約締結日の翌日　～　　令和7年1月20日
一　般　事　項	

《 工事予算内訳 》　　合　計　金　額

〈内　　訳〉

区　　分	金　　額	概　　要
設　計　金　額		
消　費　税　額		
合　計　金　額		

工事費内訳

名　　称	数　　量	単 位	金　　額	備　　考
直接工事費				
建築工事	1	式		
計				
共通費				
共通仮設費	1	式		
現場管理費	1	式		
一般管理費等	1	式		
計				
工事価格	1	式		
消費税等相当額	1	式		消費税率 10 %
工事費	1	式		

名　　称	数　　量	単 位	金　　額	備　　考
建築工事	1	式		
計				

名　　称	数　　量	単 位	金　　額	備　　考
倉庫解体	1	式		
発生材運搬・処分	1	式		
計				

倉庫解体

名　　称	数　　量	単 位	金　　額	備　　考
直接仮設	1	式		
解体	1	式		
計				

発生材運搬・処分

名　　称	数　　量	単 位	金　　額	備　　考
発生材運搬・処分	1	式		
計				

倉庫解体

科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
直接仮設		1	式		
計					
解体		1	式		
計					

発生材運搬・処分

科　目　名　称	中　科　目　名　称	数　　量	単 位	金　　額	備　　考
発生材運搬・処分		1	式		
計					

倉庫解体　　直接仮設

名　　称	摘　　要	数　　量	単 位	単　　価	金　　額	備　　考
単管一本足場		101	㎡			
防音シート		101	㎡			
計						

倉庫解体　　解体

名　　称	摘　　要	数　　量	単 位	単　　価	金　　額	備　　考
屋根撤去	波形ｽﾚｰﾄ（ﾚﾍﾞﾙ３）	49	㎡			
倉庫解体	1階　人力作業	33.3	㎡			
コンクリート階段解体		27.3	m3			
整地	真砂土搬入　敷均しt=50 締め固め・除草共	128	㎡			
計						

発生材運搬・処分　　発生材運搬・処分

名　　称	摘　　要	数　　量	単 位	単　　価	金　　額	備　　考
廃材収集運搬処分費	2tトラック	5	台			
計						

名　　称	摘　　要	数　　量	単 位	単　　価	金　　額	備　　考
仮囲い	成形鋼板　H=2.0m	20	m			
交通誘導員		2	人日			
計						